

道路凍結抑制剤購入仕様書

第1条 目的

本仕様書は、福島県県南建設事務所及び福島県棚倉土木事務所が使用する道路凍結抑制剤の購入に関し必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図ることを目的とする。

第2条 納入計画書の提出

道路凍結抑制剤納入者（以下「納入者」という。）は、運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した納入計画書を、契約締結後速やかに福島県県南建設事務所及び福島県棚倉土木事務所の除雪事業担当監督員（以下「監督員」という。）に提出するものとする。

第3条 納入期限

納入者は、監督員より当該物品の納入指示を受けた日から3日以内に物品を納入しなければならない。
なお、緊急の場合には即日納入が図れる体制を取るものとする。

第4条 納入検収

納入にあたっては、監督員と立ち会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。
検収において固形化や品質劣化等の不良品が確認された場合には、納入者は速やかに回収し交換しなければならない。

第5条 納入場所

- 1 納入場所については別表(1)のうち、監督員の指示する場所とする。
- 2 納入における荷下ろしは、納入者が行うものとする。

第6条 道路凍結抑制剤の品質規格

- 1 道路凍結抑制剤は、別表(4)及び別表(5)の品質規格に適合しなければならない。
- 2 納入者は、道路凍結抑制剤の品名、製造元、生産地及び品質規格を明示した材料証明書を、契約締結後速やかに監督員に提出するものとする。
なお、これら品質規格を判定できる資料については、公的試験機関等による品質試験成績書とする。
- 3 納入者は、その品質規格等に疑義が生じ、監督員より物品の品質規格についての検査を指示された場合にはその指示に従い、品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。
なお、これに要する費用は納入者の負担とする。

第7条 包装袋の材料及び処分

- 1 包装袋はビニール製を基本とする。
なお、運搬及び散布機械への投入作業に支障がなく、湿気を通さない材質のものでも可とするが、ビニール製包装材以外を使用する場合には、契約締結後サンプルを監督員に提出し承認を受けるものとする。
- 2 包装袋の空袋処分は別途行うこととするため、処分費用は含まない。

第8条 疑義

道路凍結抑制剤納入にあたり、本仕様書に明示がない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議のうえ定めるものとする。